

日本実験言語学会(JELS)細則

第1条 本会の会費は次のとおりとする。

- 一、 入会金は1,000円とする。
- 二、 正会員の会費は年額2,000円を納入するものとする。ただし、大学院、大学院研究生の学生籍を有するものは、身分を証明する書類を添えて所定の手続きを経た場合、会費を年額1,000円とする。また、学部の学生籍を有するものは、身分を証明する書類を添えて所定の手続きを経た場合、会費を免除する。
- 三、 賛助会員からは会費を徴収しない。ただし、年1回総会開催時に若干の寄付を申し受ける。
- 四、 名誉会員からは、会費を徴収しない。
- 五、 振り込み手数料および受取手数料については、会員の負担とする。

附 則

この細則は、平成20年8月29日から施行する。

附 則

令和元年8月10日修正、令和2年4月1日より施行する。